平成２６年（フ）第４７号
広島市中区基町19番１―2039号
破産者　久保田匡英
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９号
宮崎県日向市大字財光寺1783番地５、前住所宮崎県日向市大字財光寺1175番地４
破産者　大迫　義啓
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第６０号
宮崎県日向市大字財光寺1783番地５、旧住所宮崎県日向市大字財光寺1175番地４
破産者　大迫由紀子
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第６４号
宮崎県延岡市旭ケ丘３丁目４番地２　市営住宅２―２―３―32
破産者　谷川　修司
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第９６号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目４番地　仙台市営住宅４Ａ１棟34号
破産者　石川　　勉
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１５９号
秋田県潟上市天王字長沼101番地１　サンフォレストＡ―２号室
破産者　仲山　勝美
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３００号
横浜市緑区長津田４丁目11番34号　メゾンセルシア307号
破産者　大貫亜希子
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６６号
新潟県燕市吉田3728番地16
破産者　阿部　健児
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７９号
東京都墨田区亀沢３丁目16番１号　増田ビル302
破産者　遠藤　勇人
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４０号
金沢市寺町４丁目12番23号
破産者　人魚姫こと　白山眞由美
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１７２号
金沢市西念３丁目18番11号
破産者　財　　千惠
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２５５号
石川県河北郡津幡町字清水ヘ343番地４
破産者　中谷　新平
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６４５号
静岡県焼津市焼津３丁目７番14号
破産者　鈴木　宏明
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６４６号
静岡県焼津市焼津３丁目７番14号
破産者　鈴木多美子
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７９号
愛知県一宮市丹陽町九日市場字高砂2577番地１　メゾンソレイユ202号、開始決定時の住所愛知県稲沢市奥田井之下町28番地１
破産者　夏目　伸也
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第５９号
鳥取県鳥取市吉成1055番地　県住45―１―６
破産者　谷口　　進
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７号
広島市東区戸坂桜上町８番10―６号
破産者　大塚　隼輔
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６５号
山口市吉敷佐畑６丁目４番12号
破産者　倉増　義治
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係